**第２章　事前対策**

* 基本とする２つの対策「帰宅困難者の安全確保」と「帰宅困難者への情報提供」を行うために必要となる「情報提供拠点の確保」と「一時滞在スペースの確保」を事前対策として取り組む。

**１ 情報提供拠点の確保**

* 情報提供拠点を運営する場所は、事業所等の公開空地もしくは公園とする。
* 「情報提供拠点」の確保にあたっては、施設所有者（又は管理者）と必要な協議を行い、大規模災害時の運用等について協定または協定に代わるものを締結するものとする。

**２ 一時滞在スペースの確保**

* 「一時滞在スペース」は、施設の屋内スペースであることを基本とする。

【具体例】

ホール、会議室、宴会場、食堂、その他これらに類する建築物の部分で、災害　　　発生時に使用できる場所

* 「一時滞在スペース」は原則として、要配慮者等※を優先的に受け入れる。

※ 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第８条より抜粋）

**第３章　応急対策**　フェーズ１ 災害発生　フェーズ２ 避難行動　フェーズ３ 一時滞在スペースでの対応

* ２つの対策事項「帰宅困難者の安全確保」と「帰宅困難者への情報提供」を行う　　ために必要となる「情報提供拠点」と「一時滞在スペース」の運営を応急対策と　　して取り組む。

**１ 情報連絡体制**

* 大阪・梅田駅周辺地区帰宅困難者対策協議会への参加事業者が中心となり、各エリア単位で駅周辺事業者の連絡網の整備等、災害時の情報連絡体制を構築する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **情報連絡体制（事業者・行政の役割）のイメージ**連携・情報共有連携・情報共有連携・情報共有連携・情報共有連携・情報共有情報報告大阪市災害対策本部一時滞在スペース

|  |
| --- |
| ■■ビル |
| ◇◇ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ |
| ●●ホール |
| ・・ |

交通事業者情報提供拠点

|  |
| --- |
| ▲▲ビル前 |
| ・ |

情報提供情報提供拠点

|  |
| --- |
| ■■会館前 |
| ・ |

一時滞在スペース

|  |
| --- |
| ■■ビル |
| ◇◇商事 |
| ●●ホール |
| ・・ |

情報提供区役所災害対策本部情報報告 |

**２ 情報提供拠点の運営**

* 災害情報や交通情報、一時滞在スペース情報などの情報提供を行う。
* なお、情報提供拠点の運営に関して、必要な事項は別に定める「情報提供拠点運営マニュアル」によるものとする。

**３ 一時滞在スペースの運営**

* 帰宅困難者（屋外滞留者）を一時的に受け入れる施設で、原則として、要配慮者等を優先的に受け入れる。
* なお、一時滞在スペースの運営に関して、必要な事項は別に定める「一時滞在スペース運営マニュアル」によるものとする。

**第４章　帰宅行動**フェーズ４ 帰宅行動

* 大阪府「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」では、発災による混乱が収まった後に帰宅を開始し、その目安としては３日間（７２時間）となっている。
* この３日間（７２時間）は、災害時の人命救助のリミットが72時間（3日）と言われていることや、帰宅困難者が二次災害に巻き込まれることを防止するために事業所に留まる目安としている。
* 帰宅行動では、「徒歩帰宅者への支援」「帰宅困難者等の搬送」の対策を想定しているが、その対応としては、関西広域連合が中心となり、国関係機関と放送・鉄道・バス・船舶・旅行・コンビニ等業界関係者との連携・協力のもと、帰宅支援に関する協議会の立ち上げや、帰宅支援ガイドラインの策定などが進められている。
* 今後、関西広域連合を中心とした関西圏における帰宅困難者の安全な帰宅を支援するための広域的な支援のあり方の検討内容と連携し、帰宅行動の対策を図る。

**第５章　今後の検討課題**

* 情報提供拠点及び一時滞在スペースの確保
* 情報提供拠点の協力事業者の確保
* 情報連絡体制（連絡網・連絡手段など）の整備
* 損害等への対応（法的責任の整理）
* 協議会会員以外への帰宅困難者対策の普及・啓発　　など

**（参考資料）**



